

役員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福井県獣医師会（以下、「本会」という。）定款第29条第1項の規定により、役員に支給する報酬等（以下、「役員報酬等」という。）に関することを定めることにより、その適正かつ公正な支給を期すことを目的とする。

(役員)

第2条 この規程に基づき役員報酬等の支給を受ける者は、本会の定款（以下「定款」という。）第23条第1項から第4項に定める役員とする。

(役員報酬等)

第3条 役員報酬等は、その役職に対する年俸として定款第29条第1項の規定に従い支給するものをいい、いかなる手当も含まない。

(役員報酬等の額の決定)

第4条 役員報酬等の額は、総会において役職別年俸額を算定のうえ、定款第29条第1項の規定に従い、次項の手続きを経てこれを決定しなければならない。

2 会長は、前項の規定に基づき算定した役職別年俸額の総計額を役員報酬の額として本会の収支予算案に計上のうえ、役職別年俸額について、定款第19条第1項の規定に従い、総会の承認を受けなければならない。

3 前二項の手続きを経て決定した役員報酬等の額は、この規程において、役職別年俸額（以下「定額」という。）として別表1に明示するものとし、定額が前二項の手続きを経て改定されたときは、同様に同表を改正する。

(役員報酬等の支給)

第5条 役員報酬等は、定款第44条に定める事業年度（毎年4月から翌年3月まで）に基づき、定額を毎年3月末に支給する。ただし、次の各号の規定による場合は、この限りでない。

(1) 定時総会に役員に就任して以降直近の3月1日現在引き続いて役員に就任した者の役員報酬等については、定額を12で除して得られた額（月割りに換算した報酬額。以下「月割り額」という。）に10を乗じて得られた額（6月から3月までの10月分相当報酬額）を当該3月末に支給する。

(2) 定款第27条に定める任期を満了して退任した者の役員報酬等については、月割り額に2を乗じて得られた額（退任した年の4月から5月までの2月分相当報酬額）を退任の日から起算して30日以内に支給する。

2 役員報酬等は、役員が予め指定した銀行口座に振込む方法により支給する。

(在任期間の算定)

第6条 役員報酬等の計算の基礎となる在任期間は、役員としての引き続いた在任期間とする。

2 中途退任役員の在任期間の算定において、退任した日に属する月は、これを1月として計算する。

(雑則)

第7条 役員には、この規程に定める役員報酬等のほか、本会旅費支給規程に基づく旅費を支給する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

改正 平成 31 年 3 月 18 日

別表 1 に専務理事の報酬額を追加

別表 1 役員報酬等の定額（役職別年俸額、第 4 条第 3 項関係）

役 職 名	役員報酬等の定額
会 長	120,000円
副 会 長	60,000円
専務理事	20,000円
理 事	0
監 事	0

(注) 役員報酬等の定額は、1 人当りの年俸額を示す。